

令和8年5月19日

令和8年6月1日（月）入札（開札）執行の

「市立北松尾小学校留守家庭児童会室新築工事」に係る質疑回答用紙

和泉市総務部契約検査室

本入札指名業者 御中

各社から質疑のありました事項について、下記のとおり全件回答いたします。

Q 1. 参考内訳書 NO.25 LSD-2 強化ガラス t4、マットフィルムとあります。建具表では板ガラス t4  
のみ記入あります。建具表を優先して型板ガラス t4 のみと考えて宜しいですか。

詳細を御指示ください。

A 1. 貴見の通りです。

Q 2. 矩計図-1、2 A-021、022 図 1階部分塩ビシート下地にレベリング厚 10 の図示があります。

左官工事参考内訳書に項目がありませんが、計上しても宜しいでしょうか。詳細を御指示ください。

A 2. 金抜き内訳書【参考資料】（工事費明細書）の長尺塩ビシート張に含んでいます。

Q 3. 昨今の社会情勢による影響で、材料等が入手困難な状況となる場合、工期変更等について協議いた  
だけますでしょうか。お教えてください。

A 3. 工事請負契約約款第 19 条または第 22 条に基づき、協議対象となります。

なお、本工事における工事請負契約約款第 19 条及び第 22 条については、別紙をご参照ください。

## (設計図書の変更)

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (受注者の請求による工期の延長)

第二十二条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。